

川口商工会議所 事業再構築補助金 窓口相談のご案内

～新分野展開、業態転換、事業・業種転換など企業の思い切った事業再構築を行うための計画策定支援～

事業再構築補助金【第8回公募】申請に向けた窓口相談を設置いたします。
制度の説明、申請書作成のポイント等のアドバイス、作成された申請書のチェック等、計画のブラッシュアップとしてご活用いただくためのご相談に専門家（中小企業診断士）が応じます。
（第10回持続化補助金申請の窓口相談と同時開設です。）※申請書の作成代行は行っておりません。
相談ご希望の方は、下記申込書へご記入のうえFAXまたはメールにてご返信ください。

記

日 時 10月26日（水）～令和5月1月12日（木）※R5.1/13（金）公募締切
【予約制】9時30分～16時30分までの1枠1時間（昼食時間を除く）
会 場 川口商工会議所（川口市本町4-1-8川口センタービル8F）
予約締切 初回相談は、年内12月27日（火）まで（公募締切直前のご予約はご遠慮願います。）
その他 事業再構築補助金HP <https://jigyousaikaichiku.go.jp/>

★支援機関確認書の発行については原則、本相談会を2回以上ご利用の事業者を対象とさせていただきます。 ※計画書の内容によっては、確認書発行ができない場合がございます。

○公募要領を必ずご一読ください。（上記URL参照）

○別紙「チェックリスト」をご確認いただき、申請にあたっては当リストに沿った計画が必要です。

○予約状況に空きがあれば、繰り返しご利用いただけます。

○電子申請となりますので、先にgBizIDプライムアカウントの発行をご準備ください。

問合せ先 川口商工会議所 経営支援課：048-228-2220

<事業再構築補助金 個別相談会 参加申込書>

FAX：048-228-2221 川口商工会議所 経営支援課：石川 行

メール：etsuri-ishi@kawaguchicci.or.jp（メールの場合は本申込書を記入後、添付ください。）

希望日時に○を付してFAXまたはメールにてご返送ください。 *11/30時点（年明けも4日間予定）

	12/5 (月)	6 (火)	7 (水)	8 (木)	12 (月)	13 (火)	14 (水)	16 (金)	19 (月)	21 (水)	22 (木)	26 (月)	27 (火)
9:30			×	×				×					×
10:30	×	×	×	×		×		×					
11:30	×												
12:30	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
13:30		×				×							×
14:30	×	×				×							×
15:30	×	×				×							

相談日時は先着順となりますので、ご了承願います。日時確定後、担当よりご連絡申しあげます。

ご相談は、感染予防の観点から2名以内でお願いします。

事業所名		相談者名	
TEL(日中)		FAX	
相談内容 (いずれかに○)	概要を聞きたい・アイデア相談・計画書アドバイス		会員・非会員

※ご提供いただいた個人情報は川口商工会議所からの情報提供等に使用する場合がござります。

事業再構築補助金申請チェックリスト

ウィズコロナ・ポストコロナで新分野展開、事業・業種転換など思い切った事業再構築に！
商工会議所では、下記のチェックリストに沿って作成された申請書のアドバイスと確認書作成のため専門家相談窓口を開設いたします。採択に向け、早めにご準備・ご予約ください。

初回の窓口相談は 12月27日（火）までに受けてください。

※公募締切直前のご相談はご遠慮いただいております。

第8回公募締切：令和5年1月13日（金）

対象要件

※事前に、自社チェックをお願いいたします。

- 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等の取り組み計画である
- 2020年4月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月合計売上高がコロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月合計売上高と比較して10%以上減少している（付加価値額でも可）
- 事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3%以上、又は従業員1人当たり付加価値額の年率平均3%以上の増加を見込む計画である

事業計画必須事項

※計画書作成前の方もご参照ください。

- 会社概要に歴史から現在までが記載されている
- コロナにより売上減少等影響を受けた状況の説明がされている
- 現状の課題及び課題解決のための説明が新分野展開や業態転換等を絡めて説明されている
- 自社の強み（人材、技術、ノウハウ等）を活用することの説明がされている
- 計画事業のユーザー（誰）、マーケット及び市場規模が説明されている
- 計画事業の市場ニーズ、競合相手、競争優位性等が説明されている
- 計画事業実施のための体制や財務状況から適切に事業遂行できることが説明されている
- 計画事業の成果が价格的・性能的に優位性や収益性を有していることが説明されている
- 計画事業の遂行方法及びスケジュールが明示されている
- 計画事業と既存事業のシナジー効果があることが説明されている
- 計画事業の費用対効果（計画全体費用に対し付加価値額、生産性向上等の実現性）が説明されている
※売上原価→根拠、過去の実績、業界水準から逸脱していない
※販管費→勘定科目ごとの算出、人件費・減価償却費は具体的根拠
- 金融機関からの十分な資金調達が見込める
- 計画事業で立てた将来の数値計画が明確で算定根拠がありその積み重ねとなっている
- 「対象要件」（新分野→新規性→新規事業の売上比率10%以上）をクリアしていることの説明と申請内容とが合致している